

みんなで作る魅力ある図書館をめざして

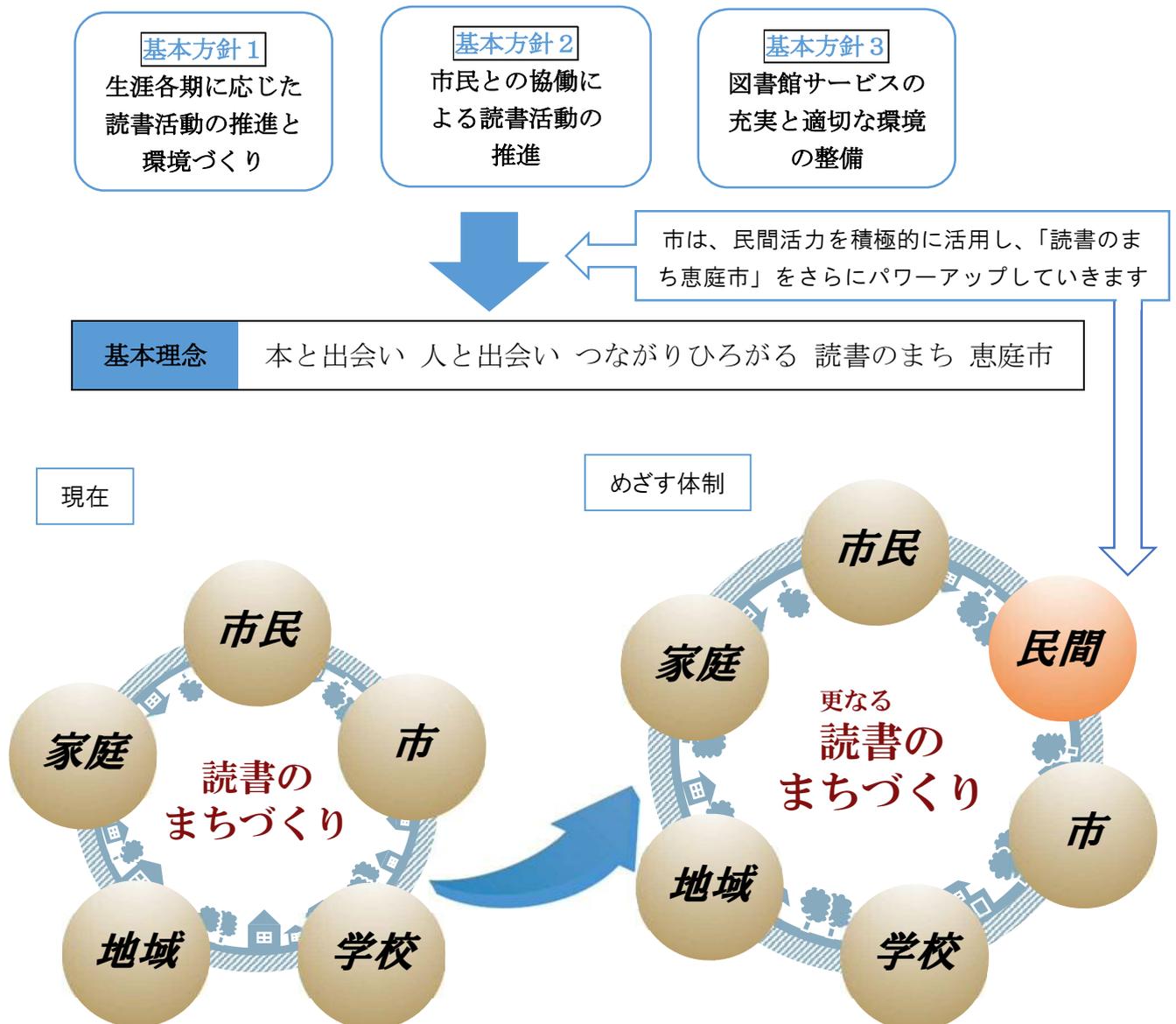
-恵庭市立図書館の民間活力の更なる活用について-

1. はじめに

恵庭市では「恵庭市人とまちを育む読書条例」及び「恵庭市読書活動推進計画」に基づいて、「読書のまち恵庭市」の更なる推進を目指しています。

2. 検討の視点

恵庭市が今後も読書のまちづくりを推進していくための手段として、民間活力を最大限に活用することが必要と考えます。「恵庭市読書活動推進計画」の具体的方策の中に「民間活力の導入の拡大検討」「業務の効率化の推進」と位置づけられています。市民サービスの更なる向上を目指し、図書館の運営体制について検討していきます。



3. 民間活力活用の方法

恵庭市は更なる市民サービス向上及び効果的・効率的な図書館運営のため、指定管理者制度の導入について検討します。

項目		説明
1. 活用の方法	指定管理者制度	各種委託業務等から指定管理者制度へ
2. 対象施設	恵庭市立図書館	恵庭市立図書館本館、恵庭分館及び島松分館の管理・運営 ※学校図書館は除く
3. 図書館設置者	恵庭市	従来どおり
4. 図書館管理者	指定管理者	恵庭市から指定管理者

4. 導入のコンセプト

(1) 図書館サービスの拡大

①指定管理者提案によって様々なサービスの拡大が図られます。

＜期待できるサービス＞

開館時間や開館日の拡大・資料の充実・ICT 利活用のサービス拡充等

(2) 市民との協働による読書活動の推進

①市は、市民、家庭、地域、学校との連携に民間を加え、一体となって人とまちを育む読書活動を更に推進します。

②市は、これまでと同様に市民や地域による読書のまちづくりを支援します。

(3) 市民の財産である資料・情報は市が管理

①図書館情報システムや学校図書館システムは、継続して市が管理します。

②選書・除籍方針はこれまでと同様に市が決定します。

(4) 各種関係機関等との連携強化

①学校との連携を強化し、学校図書館活動の充実を図ります。

②市は、読書のまちづくりに必要な関係機関等との調整を行います。

③市は、指定管理者とともに他の公共図書館等との円滑な連携を図ります。

5. 今後のスケジュール

平成28年3月末までに、図書館に係るボランティア等を中心に検討会議を開催し、導入についての意見を集約し、検討を具体化していきます。